2024 年度税制改正の概要

Seiwa Newsletter Dec. 2023 (Vol.96)

RSM 清和監査法人 公認会計士 平澤 優

I. はじめに

12月14日に2024年度の税制改正大綱が公表されました。四半世紀続いたデフレから脱却し、拡大した世界の物価・賃金との差を解消すべく、「物価上昇を上回る賃金上昇の実現」を最優先の課題に掲げ、賃上げやそれにつながる生産性向上に向けた国内投資を促進するための具体的な方策が盛り込まれています。今年最後のSeiwa Newsletter では、これらの税制改正のうち、主な項目について解説します。

II. 構造的な賃上げの実現

(1) 賃上げ促進税制の強化

物価高に負けない構造的・持続的な賃上げを実現するために、基準を超える賃上げを行った企業向けに法人税額の一部を控除する賃上げ促進税制について、すべての企業区分で最大控除率を5%引き上げたうえで、適用期限を3年延長しま

す(2024年4月1日~2027年3月31日開始事業年度)。

従業員2,000人超の大企業については、より高い賃上げへのインセンティブを強化する観点から、賃上げ率の要件を「3%以上」と「4%以上」の2段階から「5%以上」と「7%以上」を加えた4段階へ増やし、従来と同じ控除率を適用するためにはより高い賃上げが求められるようになります。従業員2,000人以下の企業については、新たに「中堅企業」と位置づけたうえで、従来の要件を維持しつつ、控除率を一部引き下げています。

一方で、赤字企業が多く税制措置のインセンティブが必ずしも効かない中小企業には、新たに繰越控除制度を創設し、当期の税額から控除できなかった分を5年間にわたって繰り越すことが可能となります。

その他、教育訓練費を増加させた場合の控除率の上乗せについては、一定程度の教育訓練費を確保するための措置を講じたうえで、適用要件を緩和します。また、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省の認定制度を活用し、控除率を上乗せします。

	賃上げ率	改正前			改正後			
	(※1)	控除率	教育訓練費	合計	控除率	教育訓練費 (※2)	子育て・女性活躍	合計
	3%以上	15%	20%以上増加 +5%	20%	10%	10%以上増加 +5%	厚生労働省の認 定を受けた場合 「〈るみん」認定 「えるぼし」認定 +5%	20%
大	4%以上	25%		30%	15%			25%
企業	5%以上				20%			30%
未	7%以上				25%			35%
中	3%以上	15%		20%	10%			20%
堅	4%以上	25%		30%	25%			35%
中	1.5%以上	15%	10%以上增加	25%	15%	5%以上増加	+3%	30%
小	2.5%以上	30%	+10%	40%	30%	+10%		45%

(※1) 大企業・中堅は継続雇用者の給与等、中小は雇用者全体の給与等で判定(控除額はいずれも雇用者全体の給与等を基礎に算定)

(※2)教育訓練費が雇用者全体の給与等の0.05%以上であることが要件に追加

(2) 所得税・個人住民税の定額減税

賃金上昇が物価高に追い付くまでの一時的な措置として、2024年分の所得税を3万円、個人住民税を1万円減税します。納税者本人に加えて配偶者や扶養親族も対象のため、たとえば夫婦と子供2人の4人家族の場合、1世帯で計16万円の減税となります。

納税額が4万円に満たない又は非課税世帯については一定の給付を行うことで減税の恩恵が受けられるように配慮する一方で、合計所得が1,805万円(給与収入2,000万円相

当)を超える場合、富裕層とみなして減税対象から外す所得制限が設けられます。

(3) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充

成長意欲のある中堅・中小企業が複数回のM&Aを実施する場合、グループ一体としての成長を後押しするために、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、措置期間を現行の5年から10年に延長します。これにより、中小企業の従業員の雇用と成長分野への円滑な労働移動を確保します。



III. 生産性向上に向けた国内投資の促進

(1) 戦略分野国内生産促進税制の創設

中長期的な経済成長を牽引する戦略分野において、生産・販売量に比例して法人税額を控除する税制を創設します。 対象は脱炭素や経済安全保障において重要な5分野です。

減税対象	控除額	
電気自動車等(EV·燃料電池車)	20~40万円/台	
半導体	0.4~2.9万円/枚	
鉄鋼(グリーンスチール)	2万円/トン	
基礎化学品(グリーンケミカル)	5万円/トン	
航空機燃料	30円/リットル	

適用期間は産業競争力強化法の認定を受けてから10年間で、各期の法人税額の40%(半導体は20%)が上限ですが、限度額を超える金額は一定期間の繰越が認められます。

(2) イノベーションボックス税制の創設

研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無 形資産投資を後押しする観点から、企業が国内で自ら研究 開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権 について、当該知的財産の国内への譲渡所得又は国内外か らのライセンス所得に対して、所得の30%を所得控除できる制 度を設けます。2025年から7年間適用できます(2025年4 月1日~2032年3月31日開始事業年度)。

IV. 子育て支援に関する政策税制

(1) 住宅ローン控除の拡充

子育て世帯等の借入限度額について、子育て支援の観点から上乗せを行います。2024年から新築等の長期優良住宅等の認定住宅は500万円、ZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス)等の省エネ住宅は1,000万円、借入額の上限が引き下げられますが、19歳未満の子どもがいる又は夫婦のいずれかが40歳未満の世帯に限り、2024年入居分について現在の水準を維持することで住宅取得を税制面から後押しします。

	改正前	改正後
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

また、子育て世帯においては駅近等の利便性がより重視されることを踏まえ、新築住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の場合に限り、50㎡以上から40㎡以上に緩和する措置も1年延長します。

(2) 扶養控除等の見直し

児童手当について、2024年10月から所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について中学生から高校生年代まで延長されます。これを受けて、16歳から18歳までの扶養控除については、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえ、以下のとおり控除額を引き下げます。

	改正前	改正後
所得税	38万円	25万円
住民税	33万円	12万円

ただし、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支 出がかさむ時期であることを考慮し、増税額は所得水準にかか わらず年12万円受け取れる児童手当を下回り、実質的に手 取りが増える設計としています。

V. 地域·中小企業の活性化

(1) 交際費

地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化やデフレマインドを払拭する観点から、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費の金額基準について、現行の1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げたうえで、適用期限を3年延長します(2027年3月31日までに開始する事業年度)。

なお、上記の取扱いは2024年4月1日以後に支出する飲食費が対象です。3月決算以外の企業の適用初年度においては、期の途中で金額基準が変わるため留意してください。

(2) 外形標準課税

2004年度に資本金1億円超の大企業を対象に導入されたものの、減資を中心とした要因により、対象企業数は導入時に比べて約3分の2まで減少しています。このような背景から、現行基準(資本金1億円超)は維持しつつ、前年度に外形標準課税の対象であった企業が資本金1億円以下になった場合で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には課税対象とする補充的な基準を追加します。

加えて、親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会 社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円 を超える企業の100%子会社のうち、同合計額が2億円を超 える場合は課税対象とします。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール: research@seiwa-audit.or.jp ウェブサイト: rsm.global/japan/audit/contact